

車検証のとおり記入(新車の場合はお店に確認してください)

様式第7号

自動車保管場証届出書(新規・変更)		自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
「ワゴンR」等ではなく車検証のとおり記入 例) スズキ	ABC-DE12 AB-DE12	DE12-345678	長さ 339 センチメートル 幅 147 センチメートル 高さ 158 センチメートル
自宅(会社の場合は事務所)の住所を記入		宮崎市〇〇1丁目〇番〇号	
駐車場の地番を記入		宮崎市〇〇1丁目〇番〇号 (本拠の位置と保管場所が同じ地番の時は「同上」でも可)	
上記の事項について届出をします。			
申請先警察署名		〇〇〇 警察署長 殿	
申請者		住所 現住所を記入(アパート等では部屋番号まで記入してください) 電話 携帯電話または固定電話の番号	
氏名		車の名義人になる人の名前	
		年 月 日 窓への提出日	

※必ずチェック
一つでも超えたら普通車
☐ 長さ 340
☐ 幅 148
☐ 高さ 200

◎ 行政書士の資格がない者が、報酬を得て、業として申請書類を作成することは法律で禁止されています。
※ 罰則 一年以下の懲役又は百万円以下の罰金

- 備考
- 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条第1項(法第13条第4項及び附則第8号において準用する場合を含む。)の規定による届出(以下「変更届出」という。)にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。
 - 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。
 - 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
 - 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
 - (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
 - (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき((1)に該当する場合を除く。)
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

※ 申請代理人として、委任状により申請者本人から委任を受けた者以外が、窓口において書面の訂正及び車台番号の書き込みをすることはできません。

1. 自己単独所有 2. 他人所有	自動車登録番号	旧車の車台番号(買替え及び廃車等の場合)	申請代理人・連絡先
3. 共有			

黒のボールペンで記入してください
※修正液や砂消し、消せるボールペンは使用不可
※申請者名の訂正はできません

下取り・廃車・譲渡等、手放す車がある場合その車の車体番号またはナンバーを記入

本人の時は「本人」
代理人の時は
氏名・電話番号を記入